

令和5年3月甲良町議会定例会会議録

令和5年3月7日（火曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

◎会議に出席した議員（10名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
4番	山田裕康	5番	野瀬欣廣
6番	阪東佐智男	7番	宮寄光一
8番	丸山恵二	9番	木村修夫
10番	西澤伸明	11番	建部孝夫

◎会議に欠席した議員（1名）

3番 山田 充

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	呉竹センター館長	上田真司
総務課長	中村康之	教育次長	中川雅博
会計管理者	福原猛	社会教育課長	望月仁
税務課長	大野けい子	総務課参事	村田茂典
企画監理課長	熊谷裕二	総務課長補佐	岩瀬龍平
住民人権課長	宮川哲郎	建設水道課長補佐	寺居友彦
保健福祉課長	山崎志保美	建設水道課長補佐	丸山幸志
産業課長	西村克英		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本浩美 書記 山脇理恵

(午前 9時00分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達しておりますので、3月定例会2日目を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 阪東議員、7番 宮寄議員を指名します。
住民人権課長。

○**宮川住民人権課長** 昨日の西澤議員の出産育児一時金についてのご質問がございました。その中で財源構成の質問を受けておりましたので、その回答した点について説明のため、お時間をいただきます。

国によりますと、42万から50万に上がる8万円分の引上げ分のうち、3分の2を交付税措置として、残りの3分の1は保険税の財源で対応するというものでしたので、ここに訂正させていただきます。

○**建部議長** それでは、昨日に引き続き、一般質問を行います。

7番 宮寄議員の一般質問を許します。

宮寄議員。

○**宮寄議員** それでは、議長の発言の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきたいと思います。質問には簡潔に答えていただくようお願いいたします。

早速、まず1問目の質問ですが、令和5年4月に滋賀県議会議員一般選挙が控えております。また、来年度には甲良町長選挙、議会議員選挙も予定されております。他の市町では様々な投票キャンペーンや選挙啓発を行っているとの声を聞きますが、本町の取組状況はどうなっているのでしょうか。お聞かせください。

○**建部議長** 総務課長。

○**中村総務課長** 啓発でございますが、コロナ前におきましては選挙の期間中毎に街頭啓発というのをやっていたんですが、今はちょっとやっていないという状況でございます。ただし、もうまず即今、滋賀県県議会の選挙でございますが、4月5日に滋賀県の選管と一緒に一斉啓発を甲良町も参加させていただいて、まだ具体的には決まっておりませんが、業務スーパー前とかでの街頭啓発をさせていただくと。それと、これは従来でございますが、広報車や防災無線、横断幕、のぼり等の広報活動は引き続きしていくということでございます。

それと、前回でいきますと、県知事、参議院選におきましてはウェットティッシュなりの配布をしているというところでございます。それと、甲良町独自の啓発としましては、18歳、初めての選挙人になられた方にあらかじめ別途

通知をしまして、来られたら投票証明書ということで、初めての選挙で来ていただいたら、こういうようなもので、していただきましたというような証明をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○宮崎議員 それでは、愛荘町では期日前投票者にはごみ袋に啓発の帯をつけ、啓発ティッシュと併せて配る取組を行っているとの声を聞いています。選挙前に投票率が低下する中、本町としても投票率向上につながる対策が必要だと考えております。過去10年、5年でもいいです、期日前投票の人数は何人か分かりますか。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 申し訳ございません。その人数までは今手元にはございません。申し訳ございません。

○宮崎議員 想定外だったんですか。

○中村総務課長 すみません。

○建部議長 宮崎議員。

○宮崎議員 これは調べとかなあきませんわ。大体この基本的な質問や、これ。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 申し訳ございませんでした。

○建部議長 宮崎議員。

○宮崎議員 大体、そうやね、1,500人から2,000人。いつとき、多いときでは2,500人。まあ2,000人前後だと思います。まあ、ごみ袋を、10枚入りのごみ袋200円。それを2枚入れたところが、1枚20円ですから40円ですね。ティッシュとかを入れて1人100円ですね。それが大体1,500人から2,000人だったら、15万か20万予算取っとけば、確保できるんじゃないかな。1万5,000、いや、15万やね、うん。それぐらいの経費を確保していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 今のところにつきましては、予算的ににつきましては今回もウェットティッシュということで予算化をしております、これは県議会の関係でございますが、それでまず対応するというふうに今は考えておるところでございます。これにつきましてはちょっと選管の方とも相談をさせていただいて、また、今、議員のご質問、ご提案がありましたように、また3月幾度か、選管の方でも協議をさせていただきますので、今後のまた参考にもさせていただきたいと思っております。

○宮崎議員 それでは分かりました。

それで、次の質問に入ります。ふるさと納税についてですが、今年度の予定

される納税額を聞かせてください。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 直近2月22日締めを受付ベースでございますが、件数で1,422件。1,422件。金額ベースで5,012万4,200円。5,012万4,200円の納税額となっております、3月末まで若干まだ日数もございますので、もう少し伸びがあるかなというふうに想定しております。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 それでは、過去10年でふるさと納税額が一番多かった年、その金額を教えてくださいませんか。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 手元、過去5年のデータ、今持ち合わせておりますので、その過去5年ベースで言いますと、平成29年におよそ7,400万円。平成29年にはおよそ7,400万円の納税額があったといったようなことで記憶しております。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 私の記憶では10年前かな、10年前。どしよっぱつですね、多分。10年、11年前、北川町長のときですね。1億超えたんじゃないか、たしか。1億超えています、どしよっぱつに。だから、過去10年って質問したわけですよ、その1億を引っ張り出したかったから。何かありますか。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 申し訳ございません。今、手元にちょっと5年のものしかなかったの、そのようにお答えさせていただきました。ただ、若干今違いがございまして、今現在の制度とその当時の制度と若干違いがありますので、その当時はかなり返礼品であるとかいったような取扱いが違ったので、ちょっとそういった制度の今の条件面で若干比較が違うかなというところはあるかなというふうに思います。

○建部議長 産業課長。

○西村産業課長 すみません。当時私が担当していましたので、26年度から返礼品つきをやりまして、1億円を超えたのは27年、28年の2カ年です。熊谷課長がおっしゃったとおり、当時返礼品の率とかがありませんでしたので、もう競争という形になっていましたので、それぐらいの金額になりました。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 前年を超える納税額で推移しているのが、豊郷町では順調に右肩上がり、と推移していると聞いております。本町が伸び悩む原因は何なんでしょう。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 ここ数年の推移で言いますと、約5,000万前後で推移

しており、若干伸びる年もあれば、若干下がる年もあるといったような傾向をここ数年繰り返しているところです。議員ご指摘のように、県内では近江八幡市などは本町の100倍近くの数十億円といったような納税額があり、議員ご指摘の隣の豊郷町でも本町の10倍近くの寄附額があるといったようなことがございまして、町長からも一遍行って話を聞いてこいというふうに尻を叩かれまして、私も豊郷町にも行ってお話を聞いてはくるんですが、何であかんのかなど、何をしたらいいのかなど聞くんですが、特に何をしているわけでもないよと。

お米やお肉なんていうのも品ぞろえは同じなんですけども、その町自体の魅力、町自体のブランド力、豊郷のお肉というブランド力というのが違うのかなというふうなことで、元々持っているそのブランド力というのの違いなのかなというふうなことは、豊郷町の課長さんともお話ししている中ではお話を聞いたりもしているんですが、このヒントと答えというようなものはなかなかいただけなかったわけなんですけども、今後もそういった優秀な市町というんですか、そういったところの取組なども参考にしていければなと思います。

○宮寄議員 はい、分かりました。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 納税額はもちろん大事ですが、それに係る経費ですね。昔とちょっと今システムが変わったということで、例えば、それに係る経費ですね、どれぐらい要るのか。3万円納税してもらった場合、システム使用料や返礼品、その他など、どのぐらい必要なのか。3万円ですと例えたらややこしくなるから、1万円でも結構です。1万円のだったら、何が何ぼ、要は利益が幾らなのか知りたいわけですね。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 まず、この考え方なんですけど、ふるさと納税には返礼品のほかにその返礼品の送料、それから、広報費用、それから、お振込みで頂く振込みの費用、それから、業者にその事務を委託する委託費用等が必要となっております。この関係は地方税法に取決めがありまして、返礼品は寄附額の30%以下。それと、返礼品を含む、先ほど申し上げた様々な事務費の総額が寄附金の50%以下というふうな取決めがされております。

本町の実績で申し上げますと、令和3年度、昨年度では返礼品が約1,700万円で、30%ぎりぎりになっております。それから、返礼品を含む事務費の総額は約2,900万円で49%となっております。ですので、先ほど議員おっしゃっていただきました想定で、仮に1万円寄附を頂いたとすると3,000円の返礼品をお渡しする。それと、あと2割でその送料であるとか、ネットの委託費用であるとか、振込手数料を払うと。その差引きの5,000円が

正味甲良町の寄附になるというふうなお考えをいただければと思います。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ということは、半分近く利益になるという理解でよろしいんですか。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 一般的に今申し上げた枠組みというのは本町に限らず、多分全国の市町と同じような枠組みで、その実際いただいた額の半分が正味の寄附の、自由に使えるお金というふうにお考えいただければと思います。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 では次に、ふるさと納税額増加に向けたどういった対策を行っておりますか。よろしく申し上げます。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 まず、ふるさと納税のメリットとして、主に4点挙げられております。まず1点目は、先ほど申し上げた返礼品もらえるという、返礼品のことです。2点目は、全国どこに暮らしていても、全国、自分の好きなどこの自治体にも寄附ができるといったような点が2点目ございます。3点目は、寄附の使い道を指定できるということで、寄附をしたお金を福祉に使って下さいね、教育に使って下さいねといったようなことで、使い道を指定できるといったような点が挙げられます。それと、4点目は、納税控除が受けられるということで、寄附額から2,000円を差し引いた額の控除が受けられるといったようなことが言われ、この4点が主なふるさと納税のメリットと言われております。

その中でも、より多くの人に欲しいと思ってもらえるものを、より多く取りそろえると。その返礼品の魅力を上げるといったようなことが納税額増加の1つの手段だというふうに考えております。本町では、産業課と連携を図りながら、町内の農業者や商工業者による地域産品を返礼品に加えようというふうに取り組を進めておりまして、今年度で言いますと、ケヤキ材を使った名刺入れであるとか、赤ブドウであるとか、あと、甘いミニトマトであるとか、そういったものを新たに返礼品に追加し、魅力を取りそろえた返礼品を、品ぞろえをより増やしておるといったようなところでございます。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 先ほど、企画課長からブランド力という言葉が出ましたけど、特に甲良米のブランド力向上に取り組んでいると思われるんですけども、この前、摂南大学の小林講師から私のところに手紙というか、はがきが来まして、アンケートはがきですね。おたくのお店ではどのような米の出し方、おにぎりなのか、丼で出しているのかとか、そういうアンケートが来ました。残念ながら、私ここはお好み焼きを中心でやっているものですから、お米を使っていないん

です。小林講師に、電話番号が載っていましたので、アンケートに、わざわざ来てくださるといことが書いてありましたので、それはちょっと電車賃がもったいないん違うんかなと思ったから、電話させていただきました。今言ったことを説明したら、ありがとうございますと。しかしながら、私、今は甲良町議会議員をさせてもらっていますから、何とか隣の豊郷町さんはざっと豊郷米6,000万ほど売ってはりますと。全体の、4億の全体の15%が米の売上高らしいです、ちょっと調べさせてもらったら。ということは、6,000万ですよ。

だから、大体皆さんご存じだと思うんですけども、川の上、山手に行けば行くほど米はおいしいと、日本全国どこでも言われています。一番川下の豊郷町が6,000万売って。甲良米の方がおいしいはずなのに。豊郷の6,000万に対して甲良は、肉から何から全部合わせて5,000万しかないって。それって何が欠けているんでしょうかね。やはり宣伝の仕方とか、返礼品を何かもっと改造して違う返礼品を入れるとか、工夫が必要だと思うんですよ。ということを小林講師と電話でしゃべらせていただきました。

だから、私どもは立場上、豊郷の米より甲良の方がおいしいに決まっているやんかと言うのは簡単やけど、それを声を大にして、もう既に公のところで私今しゃべっているんですけどね。豊郷の米はまずいとは言いませんけども、それを何とか講師の、うまく表現力で甲良米のブランド力を上げてくださいということをお願いしときました。そういうブランド力に取り組んでいると思う。その進捗状況ですね、期待する結果が得られるのかどうか。何かどのような対策に取り組んでおられるのか、聞かせていただけますか。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 今ほど議員おっしゃっていただいた取組につきましては、昨年度、摂南大学と連携協定を本町は結ばせていただきまして、そのご縁もあって、委託業務ということでブランド米の強化といったようなことで、小林先生の方をお願いしている取組でございます。様々な関係機関と連携をしながら、他市町の優良事例等も参考にしながら、どのような取組は今後できるのかといったようなことをご研究いただいて、年度末にはその成果を発表いただくというようなことにお聞きしております。

ただ、そのいただく答えがそのものずばりで、それをやればもう大成功といったような簡単なことではないのかなというふうなことは思っておるんですが、何もせずに手をこまぬいていても、やはり何も結果は出てこないの、やはり何かしらのことをやり続けるといったようなことが大切かなと思っております。

それで、議員がおっしゃっていただいた成果、進捗でございますけれども、この3月末にその今研究委託しております成果を何らかの形で発表していただ

けないかというようなことをお願いしておりまして、3月の末頃にこちらに来ていただいて発表していただくような場を設けておりますので、その日時や場所なり、お決まりしましたら、議員の皆様もご参加いただいて、その進捗なりをお聞きいただけるような場を設けたいなと思っておりますので、それについてはお知らせをさせていただきたいなと思います。

○**建部議長** 宮寄議員。

○**宮寄議員** はい、分かりました。

次の④番に移ります。ふるさと納税返礼品の基準ですね。返礼品として今後何か追加予定はあるのか。また、どういった返礼品を導入すれば、ふるさと納税額増加につながると考えているのか。お聞かせください。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**熊谷企画監理課長** まず、返礼品の基準でございますけれども、ふるさと納税の返礼品の基準につきましては、総務省の告示でございます、地場産品基準といったような告示がございまして、その告示の中で、町内で生産されたものを基本に加工作業や原材料等の条件が細かに該当すること、いうふうに規定がされているところでございます。

また、今後の予定でございますけれども、現時点では返礼品の追加予定といったような具体的なことは予定はないんですけれども、先ほどと重複するところなんですけれども、産業課をはじめ役場内での連携を図りながら、より多くの人に欲しいと思ってもらえるような返礼品を追加していきたいというふうには考えておりますので、議員の皆様をはじめ町民の多くの皆様の中から幅広くお知恵やヒントをいただきながら、そういったこと取組を進めていきたいなと考えております。

○**建部議長** 宮寄議員。

○**宮寄議員** はい、分かりました。

次、5番に移ります。寄附者の活用目的は主に何に使ってくれと言っておられるのか。代表的なところを2点、3点聞かせていただけますか。お願いします。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**熊谷企画監理課長** 町が寄附を活用する場合、寄附の用途として7つに分類分けをしております。この7つをリストを挙げる中で、この中から選んでくださいねといったような形式を取っておりまして、1つは教育文化、2つは保健、医療、介護、3つが産業、4つが生活環境、5つが地域自治、それから、6つ目が町長が特に必要と認めるもの、7つ目は用途なし。こちらはもう町側に任せますわといったようなケース。この7つから選択できるようになっております。その中でも一番多く皆さんに選んでいただいておりますのは、一番最初の

教育文化の項目で選択していただいている寄附者の方が一番多いといったような状況になっております。

○**建部議長** 宮寄議員。

○**宮寄議員** 教育文化がトップということで、もちろん寄附者の意向に沿って活用方法を検討していることと思いますが、その計画はしっかりできているのか。お聞かせください。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**熊谷企画監理課長** このふるさと納税につきましては、いったん基金積立を行います。その基金を取り崩しながら、必要な予算に充当していくといったような手順を踏んでおります。今年度でありますと、令和5年度の新年度予算の中で、例えば、教育文化に該当する事業の中でこのふるさと納税を充てようと、財源にしようとするものにつきましては、予算編成をしていく11月以降の中で手続をふまえて、今この3月議会に予算案を出しておりますけども、その中でふるさと納税の一部を取り崩して充てるといったようなことで、小学校や中学校の校舎整備であるとか、施設設備といったものに充当するようなことも予算の中に盛り込んでおるところでございます。

○**建部議長** 宮寄議員。

○**宮寄議員** はい、分かりました。

昨年の10月でしたかな、11月でしたか、我々議員で兵庫県の香美町いうところに議員研修に行つてまいりました。その香美町も、旧香住町ですね、あのカニで有名な。その町はカニもありいの、但馬牛、牛もありいの、返礼品には事欠かない、うらやましいぐらいの町なんですけども。そこも納税額幾らですかという質問に、うちの隣の豊郷町さんと同じぐらい4億前後の返礼品が、金額が、納税額があると聞いております。

そこで、給食費無償化にふるさと納税等を活用しているところもあるということで、甲良町でも給食費無償化を、完全無償化ですね、今後も続けていくとなると、財源が必要となってくると思うんですが、どう考えているのか。昨日の丸山議員の一般質問で教育次長は、来年度はそのときの社会情勢によるという答弁をされておりました。だから、もう生涯給食費無償化じゃないわけですよ。今年はまだ物価高で急騰しているから、その措置を取ったけども、来年は不透明ということですよ。

というよりも、これを機会にもう完全無償化に向けて、何とかこのふるさと納税額を企画課に頑張ってもらってと、町長とも個別に去年からずっとしゃべったところですよ。さあ、なかなか無償化に向けての金額なんですけど、基本的な質問させていただきますけど、甲良町は保育園から小学校、中学校、無償化にしようと思ったら、金額どれぐらい要りますか、ざっと。分かりませんか、

いけますか。1年間で何千万いりますか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 予算の概括でご説明申し上げました、教育委員会の給食費に対する答弁のとおりであります。財源がどう手当でするかでございます。具体を申し上げますと、保幼小中の給食費は2,880万、年額。失礼しました。それで、今言いました、企画監理課長が言いました、ふるさと納税の中の教育文化というその基金をこの財源に充てるという予算編成をさせていただきます。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 はい、分かりました。

全てを給食費に持っていくとすれば、最低、先ほどの企画課長の計算によると、6,000万上げれば大体3,000万の利益があると。単純計算。だから、全て給食費に持っていくのも納税者の意向に逆らうことになる可能性もありますので、何とか1億。隣の豊郷町が4億と聞いて、もううらやましくて、うらやましくて。もう全議員がそう思っていると思いますよ。何か、何の工夫が足りないのか、肉屋さんが足りないのか、お百姓さんが足りないのか、米のブランド力では負けないと思うんですけど、あとは宣伝の仕方1つですよ。そこを頑張りたいと思うんですけども、ふるさと納税以外にどのような財源があるのか、いい方法があるのか、答えていただけますか。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 それはちょっと通告に想定していなかったことですので、ほかの財源といいますと、いわゆる特定財源以外で言えば、一般財源というふうなことになってしまうのかなというふうに思うわけなんですけれども。財政危機宣言を出している本町で、特定財源を避けて一般財源を使うといったような安易な考え方にはならないのかなと思います。そういった場合、一般的には国の財源であるとか、県の財源であるとか、そういったような支援を受けつつ、今みたいな教育支援を充実していきたいといったようなことでの要望を出していくようなことが、まあまあ1つの手だてになっていくのかなというふうなことは、ちょっと私個人的な思いとしては考えられるかなと思います。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 一般財源が豊富であれば、全て一般財源でいきいんですけれど、豊富でないから、財政危機宣言をなさっているわけで。だから、何が一番手っ取り早いかなど言えば、ふるさと納税。これなら誰にも文句を言われぬ。自分の力で、自分たちの力で稼いで、自分たちの町の子どもたちを食べさせていく。その気迫で頑張りたいと思うんですけども。いろいろ質問させてもらいましたけど、とにかく3億、4億と聞くと、もう夢のような金額の思いで仕方がないんですけど、実際にやってみるんですから、甲良町もやってやれな

いことはないと思うんです。

昨日の一般質問での回答ですね、教育次長の先ほども言いましたが、そのときの社会情勢によるという苦肉の発言ですよ。もうそう言わな仕方がないという。そうならないよう、安定して今後も続けていくことが重要であると思うんです。そのときに考えるものではないのではないかと。安定した財源があることが重要ですので、毎年ふるさと納税で充当できるよう、各課と連携を取りながらふるさと納税事業を行ってください。

以上で質問の全ては終わりますが、今後も議会と綿密な連携を取っていただき、よりよい甲良町政を共に築くため、行政の対応を期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○**建部議長** 宮寄議員の一般質問が終わりました。

次に、2番 岡田議員の一般質問を許します。

2番 岡田議員。

○**岡田議員** 2番 岡田隆行です。議長の許しが出たので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

ひとり親家庭は時代の移り変わりとともに増え続け、今の日本社会の中にも一定数存在しています。本当なら両親が助け合い、子育てなどを行っていきませんが、ひとり親である以上、全てを自分1人で行わなければならない、負担も大きいです。また、幾つもの問題を抱えることが多く、生活が苦しくなることも少なくありません。2015年に行われた国勢調査では、一般世帯が5,300万世帯以上あり、その中に占める母子家庭が約75万世帯、1.42%、父子家庭が8.4万世帯、0.16%となっていました。割合だけ見れば、それほど多くないように見えていますが、世帯数でいえば、かなりの数です。

なぜ、ひとり親家庭となってしまったのか。その理由についてまとめられた調査結果があります。まず、ひとり親家庭で共通して言えることは、ひとり親家庭となった理由のほとんどは離婚であるということです。母子家庭では79.5%、父子家庭でも75.6%の世帯が離婚を理由にひとり親家庭になったとの報告が上がっています。今回この質問を行う背景に、コロナ禍における生活困窮者が増え、物価の高騰などにより住民の大半が苦しい生活を余儀なくされていますが、その中でも深刻な貧困状態にあるひとり親家庭への支援の必要性を感じ、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、本町におけるひとり親家庭等は何件ありますか。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**山崎保健福祉課長** 本町におけるひとり親家庭の件数ということで、直近、令和4年8月1日が現況届の提出を受ける時期でございます。そのときの児童扶養手当の受給対象件数を申し上げます。74件です。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 次に、本町におけるひとり親家庭等に対する課題や問題点をお答えください。

○建部議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 議員のおっしゃるように、経済的な理由ですとか、教育の問題ですとか、様々な問題はあるかと思うんですけども、窓口等でお出会いさせていただく中で感じる大きな問題といたしますのが、住居の問題が大きいかと思っております。離婚等が原因でひとり親家庭となって、甲良町への転入や町内での転居などを考えておられる方は公営住宅の入居を希望される方も多いんですけども、また、アパートなどの賃貸物件がやっぱり少ないこの本町では、実際、転出を余儀なくされてしまったというようなケースもございます。これは児童扶養手当の受給要件の中に扶養親族、親兄弟の所得制限というものがございまして、その所得オーバーになってしまう世帯の方はひとり親家庭のみの生活を希望されるということが多いためだと考えています。

○建部議長 はい。

○岡田議員 先ほどお答の方をしていただきましたが、私も住居については非常に必要性を感じております。また後でその辺の提案をさせていただきたいと思えます。

ひとり親家庭となることで特に深刻となるのは、就業、収入面に関する問題もあります。特に母子家庭の方が深刻です。平均年収で比較すると、同じひとり親家庭でも母子家庭は約300万円、父子家庭は623万円と、大きく差が開いています。実際に厚労省が定めた貧困線における相対貧困率では、母子家庭が51.4%と、半数以上が貧困状態にあると判断されています。ひとり親家庭の貧困は子どもの就学状況や最終進学目標、発育など成長していく上での様々な状況に影響し、将来に影を差す可能性もあります。そうなれば、連鎖的に貧困を招くことになるだけではなく、生涯独身や少子化がさらに加速するなど、日本社会全体の成長の妨げにもなってしまいます。ひとり親家庭が苦しむ現状を打破しなければ、現在の本町が抱える問題の幾つかも解決に向かうことはないと考えます。

そこで、3つ目の質問になりますが、本町におけるひとり親家庭等に対する支援はありますか。また、県や国の支援などはどのようなものがあるか、お答えください。

○建部議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 本町には2名のひとり親家庭福祉推進員さんがおられ、ひとり親家庭の方の身近な相談役を担っていただいております。また、県や国の支援としましては福祉医療費助成制度、働き暮らしの支援として看護師や保育

士などの資格取得のための生活資金です。非課税の場合ですと、月額10万円の給付を受けられるものですか、ハローワークでの自立支援教育訓練のその受講料の60%支給など、就労による自立を支援していく制度がございます。こういった支援の情報をひとり親家庭のしおりですか、年に3回発行されるひとり親家庭サポートだよりというもので対象者に情報提供をしておるところです。

○**建部議長** 教育次長。

○**中川教育次長** 町の支援の方ですが、教育委員会がちょっと管轄している部分をちょっと紹介させていただきます。まず、甲良町要保護、準要保護児童・生徒の就学援助を教委の管轄でやっていますし、保育料の減免もやっております。放課後児童クラブの負担金と加算金についても減額なり、減免の規定があるということをお知らせさせていただきます。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 本町においても様々な支援を行っており、また、そういったサポートの方もしていただけて大変ありがたく思います。ひとり親家庭に向けた自立支援制度は子育て生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済的支援。先ほど皆さんがお答えになられたとおりですが、4本柱によって施策を推進しています。こうした施策があっても、自ら申請しなければ受けられないものも多く、知らなければ、支援や手当を受け取れないということもしばしば見受けられます。本町は子育て支援に力を入れています、特に町長が推し進めている家庭支援事業等もありますので、子育て支援センターや保健福祉課など各関係機関と情報を共有して、特にひとり親世帯へ寄り添う伴走型支援に力を入れてもらいたいと思います。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** この質問の最後になりますが、シングルマザーに特化した子育て支援で移住や人口減少の歯止め成功している市町があるが、本町も人口減少に歯止めをかけるためにも早急に取り組む検討したらどうかと思うが、何か検討中の施策はありますか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**熊谷企画監理課長** ひとり親家庭に焦点を当てた移住施策を推進する自治体では、例えば保育料や交通費、住宅改修費や賃貸料を優遇したり、寄附したりといったような支援を通じまして、多くの移住に成功している自治体があるやに伺っております。しかしながら、本町ではそもそも移住施策の実施に至っていないというのが現状ではあります。しかしながら、今年度新たに町独自で開設しました、空き家バンクを活用した移住施策の推進といったものは1つの手段になり得るというふうに考えておりました、ひとり親家庭の方にもこうし

た空き家を活用いただけるような取組を進め、まずはその登録物件を増やすべく、引き続き普及啓発に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** シングルマザーに優しい自治体10選ということで、特に秋田県男鹿市や島根県浜田市、福井県福井市、兵庫県神河町が選ばれています。移住ツアーを実施したり、豊富な助成金や移住相談、相談時の交通費、宿泊費の補助、保育料の無料化など、取組は自治体によって様々です。あと、シングルマザーを支援する団体として、認定NPO法人フローレンスや一般社団法人日本シングルマザー支援協会があります。自治体によってはこの一般社団法人日本シングルマザー支援協会と協定を結び、子育てしやすい、女性が働きやすい自治体として、連携してシングルマザーの生活の安定、移住、就労支援、セミナーなどを行っているそうです。

民間では、女性起業家でシングルマザーになったことをきっかけに様々な起業をして成功された大津たまみさんのシングルマザーの子どもたちを支援する、非営利団体リンクリンクの紹介をしたいと思います。リンクリンクはシングルマザーの子どもたちに夢と希望の未来をの理念に活動されていて、全国初、職、職業の職ですね、食、食べる、住、住むということですが、それを支援するシングルマザー自立支援シェアハウスを名古屋にオープンさせた実績があります。

シングルマザーの貧困の話は少し前に、先ほど保健福祉課長もおっしゃいましたが、データを用いて話をしますが、本当に苦しい環境の中、何とか貧困から脱しようと長時間労働やダブルワークをすることで必然的に子どもと過ごす時間が減ります。幼少期に子どもが1人きりで過ごすことが多くなり、家庭内で会話をする時間が少ないことから、他人や社会とのコミュニケーションの取り方を学ぶ機会が少なくなります。その結果、ひとり親で育った子どもの犯罪率が年々高くなるという悲しい現実があります。母親が頑張って働けば働くほど、子どもが孤独になり、犯罪が増える負の循環が生まれてしまいます。貧困の連鎖が社会問題となる中、その現実を解決するため、リンクリンクはシングルマザーに職、いわゆる就業支援、食、家事支援ですね、住、シェアハウスの支援を行い、日本の未来を担う子どもの未来を守る事業をされています。

シングルマザー自立支援シェアハウスでは、親子で参加できるイベントを定期的に行い、子育ても家事も共に助け合えるシェアハウスを実現されています。家賃ですが、入所初月は無料で、2カ月目からは家賃3万円プラス生活支援金2万6,500円。それから、2年目になりますと、少し家庭が落ち着くという予想で、多分家賃が5万5,000円プラス生活支援金3万円だそうです。家賃には家具、家電、水道光熱費、インターネット、洗濯機使用、共用部の消

耗品が含まれていて、生活支援金は掃除、洗濯、チャイルドケア、食事込みです。ずっとこのシェアハウスに入居できるのではなく、自立するのが目的なので、本町でもこの施策を取り入れてみてはどうかと思います、提案をさせていただきます。

また、身近な支援団体が滋賀県にもあったので、ご紹介させていただきます。社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会です。こちらの団体も多機能型シェアハウスを運営されていて、収入減少や失業、夫と離婚係争中で住居が不安定な母子家庭を生活再建に向け、のぞみ会が気持ちに寄り添い、サポートする支援です。こうして調べてみると、全国ではいろいろなサービスや支援がありますが、やはり知らなければ受けられないサービス支援があることが分かり、やはり困っている方に寄り添い、支援する伴走型の支援が必要だと感じました。本町においても、どこまでも町民に寄り添い、特に困難な状況にあるひとり親家庭に対する支援の充実を検討していただき、この質問を終えたいと思います。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 続いて、2つ目の質問に入らせていただきます。少人数高単価で感染症リスクが低い観光形態アドベンチャートラベル、略してATが世界各地で活況を呈している。去年10月頃から水際対策が緩和される中、コロナ禍で低迷するインバウンドの復活の起爆剤として注目を浴びています。こうした中、本町では歴史や文化の町として三大偉人の取組などを行っているが、観光の起爆剤にはなっていない状況である。そこで、このアドベンチャートラベルを取り入れ、観光客の増加に伴う交流人口の増加につなげ、町の活性化を図れたらと思います、質問させていただきます。

まず初めに、このアドベンチャートラベルとはどのようなものですか。

○建部議長 はい。

○西村産業課長 アドベンチャートラベルとは、自然とのふれあい、文化交流、アクティビティのうち、2つ以上の要素を持つ旅行のことです。旅行を通じ、自身の変化や地域社会への貢献ができるとして、アフターコロナのスタイルとして注目されており、今後、事業拡大が期待できる観光分野として注目されているものです。

○建部議長 岡田議員。

○岡田議員 遊びを通じ、自然や文化を体験するアドベンチャートラベルですが、2017年での市場規模は100兆円に上るそうで、2009年から2012年までの年平均成長率は44%、12年から17年までは21%と大きく伸びており、今後も高い成長率が見込まれています。国内では、2021年のAT世界サミット開催地が北海道に決定したのを機に機運が高まっているようで、コロナ禍のためオンライン開催となったが、今年2023年に改めて北海

道で現地開催をされることが決まっています。

アドベンチャートラベルの特徴としては、長期滞在で消費も大きく、密にならず、環境にもプラスです。自然や文化に対する参加者の理解が深まることも地域の利点となります。アドベンチャートラベルの顧客像は、所得水準や学歴が高い層と分析されている。中でも異文化や自然に強く関心を抱き、それらを体験するために現地を訪れる労力や諸出費を惜しまないといった人は限られており、客の絶対数は少ないです。ただ、そうした人たちは一定の頻度で様々な地域を訪れる傾向にあるため、産業として成り立っているそうです。これらの情報を基に次の質問を行いたいと思います。

本町単独では厳しいが、広域での連携や306号線沿いに位置する、例えば市町と連携して観光業の活性化を図ればと思うが、観光業活性化に向けた施策はありますか。

○**建部議長** 産業課長。

○**西村産業課長** 現在、広域連携として取り組んでおりますのが、琵琶湖湖東路観光協議会。こちらは1市4町で構成しております。また、彦根商工会議所にあります、近江ツーリズムボード。これは1市4町プラス米原市。それから、湖東三山連絡協議会が湖東三山をはじめ1市2町、それから、道の駅。あと、ホテルや千成亭さん等が構成メンバーでございます。306号、また、307号沿いの観光振興ということで取り組んでおります。

まず、琵琶湖湖東路観光協議会では、湖東地域の観光振興を目的に地域の観光資源を活用した事業を展開しております。例えば、近江鉄道を利用したサイクリング等も取り組んでおります。

それから、近江ツーリズムボードにつきましては、特にインバウンド、外国からの旅行者向けに取り組んでおりまして、英語等の外国語での表記をする等の取組を通じ、日本文化と日本文化、とりわけ湖東地域のよさを旅行される方に感じていただけるような取組を推進しております。

それから、湖東三山連絡協議会では、湖東三山の所在地である甲良町、愛荘町、東近江市、それから、道の駅等で組織している組織でございますが、こちらは秋の紅葉シーズンに臨時のシャトルバスの運行を実施して、観光客の誘致に取り組んでおります。

どれも自然との交流や文化交流等に重きを置いたものとなっております、各観光資源を活用したアクティビティ等も取り入れられるように、今後も検討していきたいと考えております。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 今回この質問を取り入れた背景には、デジタル産業の発展がある。デジタル関連の仕事をする一方で、レジャーとして自然を求める人が増えたの

ではないかと思えます。有名な世界遺産登録された建造物など、話題性のある特定シーンを見るために人が押し寄せる観光もよいですが、地域の自然がもたらす影響や土着の文化を学びながら、包括的、多角的に楽しんでもらう観光も必要ではないかと思えます。ゆっくり長期に滞在してもらうことにより、本町の自然や文化に慣れ親しんでもらい、将来的には本町の魅力に気づいてもらい、関係人口や交流人口の増加だけではなく、移住も視野に入れた取組を行うべきです。

そのためには資源の的確な判断が重要で、広域に政府観光機関の設置を促し、これ多分あると思うんですけども、それぞれの地域の自然や文化を改めて整理し、誰に向けてどのようにアピールしていくのかをしっかりと見極める必要があるが、それについては国や県などの広域行政を巻き込むべきだと思えます。多くの観光客は特定の市町村を訪れることが目的ではなく、そこにある自然や文化に魅力を感じている。その価値を地元の市町村だけで客観的に捉え、的確に判断することは難しいと思えます。

そこで私が質問で、306号線沿いに位置する市町や広域連携の枠組みの中でそれぞれの観光に関わる部署で連携し、それぞれがそれぞれの市町の自然や文化の価値を新たに発見できるような話合いや提案をし、観光業の発展に力を入れてほしいと思えます。その中心となる市町の枠組みに本町がリーダーシップを発揮して牽引してほしいと願い、この質問を終えたいと思えます。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 次に、3つ目の質問になります。国土交通省は2020年度からデジタル3次元3D都市モデルの整備、活用、オープンデータ化を進めるプロジェクト、プラトーをスタートしたそうです。この国交省のプロジェクト、プラトーとは何ですか。

○**建部議長** 建設水道課長補佐。

○**寺居建設水道課長補佐** プラトーとは、国土交通省が主導します、2020年度からスタートしましたプロジェクトで、スマートシティをはじめとするまちづくりのデジタルトランスフォーメーションを進めるため、現実の都市をサイバー空間に再現する3D都市モデルの整備、活用、オープンデータ化により、デジタルツイン実現のためのデジタルインフラとしての役割を果たす多様な生き方や暮らし方を支える、サステナブルで人間中心のまちづくりを実現するプロジェクトのことであります。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** この誰でも使える3D都市モデルは、本町のような小さな町にはまだちょっとデータ化はできていないと思えますが、過疎地域に指定された本町だからこそ、この国交省のプロジェクト、プラトーをいち早く使えるように陳

情に行き、まちづくりへの活用や防災計画、コンパクトシティの計画、持続可能な集落づくり、公共交通の改善など幅広く活用できるので、ぜひ陳情に行っていただきたいと思います。先ほど質問した観光業の活性化にも一役買えると思います。現実と仮想が融合した観光ということで、XR、クロスリアリティの略ですけれども、それらを活用した観光バスツアーなどもあります。いち早くやはりそういう情報を取り入れ、過去にも私も沢山の情報提供と先進事例の紹介、それに必要な補助金や助成金を提供しましたが、なかなかちょっと実行するのが難しいかなと思います。

その背景には、やっぱり不安定な町政の中でチャレンジすることへのリスクや、様々な課題や問題が山積みで、それどころじゃない現状があるかもしれませんが、過疎地域に認定された今、苦しい状況の中でも町長がやはりリーダーシップを発揮して、職員に対してあるべき姿と光を照らす道筋を示してほしいと思います。このままでは本当に消えゆく町として存続が危ぶまれると思います。広く早くアンテナを張っていただき、これからの行政の施策として実行力を示していただければと思います。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 最後に、4つ目の質問に移りたいと思います。先月の2月2日に、甲良町中学生議会が開催されました。私も産建の委員長として見学させていただきましたが、中学生の子どもたちの生活に密着した質問を聞いて、私も特に利用している甲良町立図書館の利用について、質問をさせていただきます。

まず初めに、図書館の月平均の利用者数と年間利用者数をお答えください。

○**建部議長** 社会教育課長。

○**望月社会教育課長** 令和3年度のデータですが、月平均1,060人。年間利用者数1万2,721人です。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 次に、本町における図書館の蔵書数をお教えてください。

○**建部議長** 社会教育課長。

○**望月社会教育課長** 令和4年12月末現在ですが、15万250冊になります。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 次に、図書館の利用を促すために本町で取り組んでいる企画はどのようなものがあるか、お答えください。

○**建部議長** 社会教育課長。

○**望月社会教育課長** 読書の推進、来館促進のため、様々な事業の展開を開催しております。令和4年度の主な事業としましては、図書館だより、児童向けポケットといった読書案内の発行、絵本作家によるおはなし会やワークショップ、

読み聞かせボランティア講座の開催、大人向けの講座、写真などの展示会などがございます。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 様々な取組をされていることに安心しました。

次に、コロナ禍における対策としてどのような取組がされているか、お聞かせください。

○**建部議長** 社会教育課長。

○**望月社会教育課長** 日本図書館協会による図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに沿って対策を講じ、取り組んでおります。主なものとしましては、館内の十分な換気や各所に消毒液の配置、椅子、ソファなどの一定間の間隔をあける、閉館後の館内の消毒、職員はマスク着用、毎日の検温、サーモセンサーの設置などがございます。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 利用者の方が安心して利用できるように取組をされていて、安心しました。コロナ対策の臨時交付金を活用して、本の消毒ができる機械装置や、あると思うんですけど、一応空気清浄機なども必要なものを補助金とセットで予算計上していただき、誰もが安心して利用できる図書館にしていきたいと思えます。

最後に、図書館の建物は町の重要文化財としての貴重な建物でもあるが、それらを活用した図書館整備とコミュニティーとしての活用や歴史的な資料整備も含めた活用が望まれるが、計画はありますか。

○**建部議長** 社会教育課長。

○**望月社会教育課長** 図書館整備としましては、甲良町第4次総合計画の政策に、歴史文化の保全と普及とあります。文化財や伝統文化に親しむ場や情報を得る場の拡充を図るため、甲良町歴史資料館の整備、文化財の修繕、保全に努めることが位置づけられております。

○**建部議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 今回、図書館の利用について一般質問したのは、外観が昭和のレトロな雰囲気なたたずまいで、ヒノキ造りで、町の指定文化財としての価値もあり、木のぬくもりが感じられるすてきな図書館なので、このすてきな図書館をもっと多くの人に知ってもらい、子どもたちが楽しく学べる環境で、大人も楽しめてゆっくりくつろげるスペースになればと思います。もちろん図書館の建物だけではなく、建物の敷地内にも遊び心を加えて、町民の皆様に愛される憩いの場所にするためにも、図書館の整備とコミュニティーとしての活用や、歴史や文化の資料の整備も検討するべきだと思います。

これについては、今、先ほど回答いただきましたので、今後の検討課題とし

て進めていただければと思いますが、できれば、例えばですけれども、図書館再生プロジェクトとして委員会などを立ち上げて、これからの甲良町立図書館としての在り方を話し合えたら、町の活性化にもつながるのではないかと思います。

以上で私の一般質問を終えたいと思います。

○**建部議長** 岡田議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

(午前10時03分 休憩)

(午前10時20分 再開)

○**建部議長** 少し時間前ですけど、再開いたします。

質問に入るまでに、西澤議員の方から昨日の質問の訂正の発言がありますので。

西澤議員。

○**西澤議員** すみません、私の勘違いと発言の内容を訂正させていただきます。

昨日、東小学校前というように表現をしてしまったと思いますけども、確かめさせていただきましたら、東保育センターの角っこの交差点の点滅信号の件でしたので、訂正をさせていただきます。それで、回答の方で訂正することがあれば、よろしくをお願いします。

○**建部議長** 建設水道課長補佐。

○**寺居建設水道課長補佐** 今ほどの甲良東保育センターの前の1灯式の点滅信号につきましては、今年度撤去というふうに警察の方から聞いておりますので、こちらについては地元との協議も済んだということと、甲良町といたしましては代替えという案ということで路面表示の方を先に先行してさせていただきますので、ご報告をさせていただきます。

○**建部議長** それでよろしいですか。

それでは次に、4番 山田裕康議員の一般質問を許します。

4番 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 4番 山田裕康です。議長の許可をいただきましたので、今から一般質問を行います。

まず最初に、甲良町における行政処分の在り方を問うということで、①の懲戒審査委員会に諮るのには何を基準に行っているのか、お聞きします。

○**建部議長** 総務課長。

○**中村総務課長** 基準でございますが、甲良町職員懲戒処分に関する指針に照らし合わせて行っているものでございます。

○**建部議長** 山田議員。

○**山田裕康議員** 次に、②で懲戒審査委員会はどこで行っているのか、お聞きし

ます。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 この委員会につきましては、役場の庁舎内で行っております。
以上です。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 それで、その委員会の議事録はどうなっていますか。また、行政は誰が立ち会っているんですか。お聞きします。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 議事録についてはもちろん作成をしておりますし、役場についても担当者については、その会議には一緒に出ているところでございます。
以上です。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 次に、③です。懲戒審査委員会での戒告、減給、停職、懲戒免職を決める基準は何を基準に行っているのか、お聞きします。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 これも基本的には甲良町職員懲戒処分に関する指針に基づきまして、行っておるというところでございます。
以上です。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 次の質問です。④懲戒審査委員会の答申が出てから弁明の機会を持っているが、それはどのように行われるのか、お聞きします。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 処分を検討している対象者に弁明の機会を与える旨の通知を出しまして、任命権者の面前で弁明の機会を与えておるというところでございます。
以上です。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 そしたら、町長の前とか、内容もこれに対する弁明の機会ということによろしいんですね。町長が行っているということで、はい。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 任命権者は町長でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 そしたら次に、⑤の弁明の機会は今までに懲戒審査委員会の答申が出てから、大体1人に対して何回ぐらい行っているんですか。お聞きします。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 弁明の機会は、答申が出てからですと1人に対しまして1回は行っております。

以上です。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 まあ、次があれなんですよね、⑥なんですけど、弁明の機会を持つことで懲戒審査委員会の答申はやはり変わるということはあるんですかね。お聞きします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 基本でございますが、甲良町職員分限懲戒審査委員会条例第5条第2項によりまして、任命権者は各諮問に対する答申があったときは、前々から申してありますが、答申内容を尊重するというところでございます。したがって、現在は弁明の機会を設けておりますので、最終的にはもう一度、行為の動機、様態、結果と職員の職責、処分歴、他の職員及び社会に与える影響、様々な事情をもう1回答申の中から弁明の機会を設けて最終的に町長が判断をしているということでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 そしたら、町長が判断ということは懲戒審査委員会の答申を、そのときの弁明によっては変わるということでもいいんですかね。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 基本は条文申し上げました、答申を尊重するというものでありましたが、今申し上げましたとおり、弁明の機会によって本人との弁明の場を設けていますので、今までに2点、答申内容を町長が減じたということはありません。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ちょっと前、私が一般質問したとき、町長は絶対に答申どおりやっていると言って前お答えしてから、それから変わっているでよろしいんですね。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 以前は答申どおり処分を行っていましたが、弁明の機会等々でその今言いました最終的な裁定をしております。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 2件あったというんですが、やはりこれに関して懲戒審査委員会の委員とも相談されたということでもいいんですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 審査委員会は、諮問に対する答申で答申書を受けて終わりになっておりますので、その後は処分権者、町長の判断ということになります。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ちょっとよく分かりにくいな。町長の判断ですということなんですけど、これ懲戒審査委員会の答申が、もし、今言うてる、何段階ぐらい下げたんですかね、この2件を。懲戒、戒告、減給、停職、懲戒免職とあるんですけど、これを1段階か2段階下げたということですかね。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 具体申し上げますと、答申では戒告処分がありました、1件は処分なしにしましたし、もう1件は戒告でありましたが、文書訓告という処分にしたのが答申どおりでなかった2件でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ああ、やっぱりそういうふうに変えているということですね。ちょっと前にも言ったんですけど、これ上司の監督責任が、懲戒のこの指針からちょっと言うんですけど、上司の監督責任が問われている分限が令和2年の6月12日に情報漏えいを行った、件数入れるのを間違えた、企画監理がやった2件なんですけど、これは上司の方が処分されていますわね、戒告として。ほやけど、やった本人は処分なしということがあったんですけど。こういうような、やっぱりやった本人がなしで、上司だけが懲戒処分を受けるということに関して、もうちょっとこの懲戒審査委員会のやり方というのが、ちょっとそこら辺がちょっと私は分からないのと。

そのときに、この前、裁判があった停職3カ月の件でもね。停職3カ月というのは、この本人がやられているんですけど、上司は何の責任も負っていない。ちょっと180度も360度ぐらい。片一方は、やった本人はおとがめなしに上司がやられて、片一方は、本人がやって上司はおとがめなしに。こんなことを懲戒審査委員会はやってんのかということ、ちょっと懲戒審査委員会のやり方がちょっと私は理解ができないということがありますので、ちょっとそのことは言わせてもらっときます、町長。

それと、この停職3カ月は業者への遅延行為によるものやということで、停職3カ月されているんですけど、町長は、この業者への遅延行為というのは誰が悪いんやと、誰と誰と誰が悪いとか、そういうことは考えますか。本人だけが悪いと思っているんですか。そこ、ちょっと聞きますわ。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 懲戒というのは、やった行為に対する戒めで、今後、教訓を得て業務を正常化するということでもありますので、その当事者含め組織、関係者全体でどうであったかということは、審査委員会でも、あるいは処分全体の経過の中でも慎重にやっているところです。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 今言われたんですけど、やはりこの遅延行為というのは、私は

組織の中にいた人間なんですけど、これはやはり上司が、部下は今何の仕事をしているかいうのを把握せなあきませんわね。ほんで、上司が請求書が届いたんやったら、それ担当者にぼんと渡すんじゃなしに、どこから請求書が来たかいうのを上司も把握せないけませんわね。これに対して起案、稟議なり出すのを部下が忘れていたら、指摘せなあきませんわね。そういうようなことが上司もできていないから、遅延行為が起こると思いません、町長。やっぱりそういうようなことで部下たちの責任じゃなしに、やっぱり上司の方が僕は責任は重いん違うかなと。組織にいてて、上から何でも部下にぽっとほってやるんじゃなしに、自分が、どこから請求書が来て、部下がそれを仕事を任せたんやったら、この請求書の起案なり、何なりが出てこなんたら、上司がはよ出さんかい言うて、指示せなあきませんわね。それをしないから、遅延行為が起こるん違います、町長。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃるとおりの基本でございまして、基本、業務は組織で行って、それから、文書で担当が業務をこなすと。担当職員は上司に対して、いつも言っています、報告、連絡、相談、それから、管理監督者は、職場の上司は部下の指導管理、職場の全体の業務の進行がどうなっているかという管理をやるということで組織運営がうまくいきますので、それが処分事例に行きますと、うまくいっていないという事例が処分につながっているということでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 やはりそういったことがきちっとできてなければ、できませんしね。これはもう課全体のことが言えると思しますので、やっぱりそういうようなところもきっちり町長が見ていただかないとね。本人だけが悪いんじゃなし、やっぱり上司に対してもきちっと、こういう戒告がなしにしても、やっぱり注意はしてもらわないといけないと思しますので、それだけ言っときますわ。

次に、⑦なんですけど、懲戒審査委員会の答申が出てからすぐに処分が出されるのと、処分がされるまで時間がかかるのは、どのような理由でそのようなことが起こるのか、お聞きします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 就任した当時から懲戒処分、かなり多く抱えていた状況から今を迎えているわけですが、今としてはなるべく答申が出てから時間かけないように処分をするという、このことに心がけていますし、答申出てから処置としては弁明の機会を設けておりますので、それを経るということにしておりますので、その間、通知であったり、聞き取りだったりという作業がありますので、その

作業は極力短縮をして処分ができるように努力をしておるところでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 それでちょっと何点かおかしい点というのは多々あったもんですよ、まあまあ、先ほどの停職3カ月のことなんですけどね。これを情報公開でもらった資料においたら、令和2年の5月1日に諮問されています。ほんで、令和2年の5月7日に第1回の分限懲戒審査委員会が開かれています。ほんで、次、この令和2年の5月29日にひと月もたっていないのに答申が出されています。令和2年の6月12日に記者発表していますということで、今回、何も弁明の機会も与えなかったということで裁判では負けておられます。それがこの前、1年間放置したことに対しては、12月10、何やったかな、判決があったからね。この4年の2月の28日に企画監理課長から聞き取り調査等いうて出されています。それから諮問を出されているんですが、この答申が出たのが4年の11月10日から20日の間やと町長これも答えていますね。

ほんで、この処分はということでまた次聞こうと思うんですけど、ちょっと時間がすごくかかるのと、ひと月ちょっとで今言っている停職3カ月が決まっているしね。そういうようなことがあるので、この次の質問はもう裁判のあれが出るまでに出させてもらったので、あれなんですけど。こういうことも町長、やっぱりこんなにかかるということはちょっと私にとっては理解がしにくいのでね。企画監理課長は何のために2月28日に聞き取り調査の報告を議会の方にしていますけどね。それから答申が出るまで11月って。ちょっと僕が思うのではちょっとおかしいんじゃないかな。今ありました懲戒審査委員会も何でここまで延ばさなんのかというのもおかしいことなのでね。これをちょっと言わせてもらっときますので。

次に、8番はもうこの前出ましたので、飛ばさせてもらっていますけど、それに対して⑨なんですけど、これに対してやっぱり弁護士は、町長、上告するにしても最高裁へ行くにしても、町長に対してアドバイスがなかったんですか、負けるという、そう分かっていたら。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 いつもそうですが、内容について入念に弁護士さんと相談をして、折々の業務進行といたしますか、判断をしてもらっておりますので、入念に行っているつもりであります。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 それで、ちょっと今思うんですが、最高裁の判決のちょこっとどんなことかなと思って行ったんですけど、やっぱりこの最高裁まで行こうと思うと、やっぱり民法がどうのこうのということを書かれています。憲法に対

しては取扱い限度、ただの法令に対してはやらないとか、民法で318の1項、受理すべきものと認められないということで、ただの法律ではなしに憲法違反やったら、受け付けるけど、最高裁は。ただの法令違反やったら、受け付けないということにはなっていると思うんですけどね。これを弁護士は分かっていたんですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 当然、上告ということはハードルが高いということは認識の中でありまして、これまで説明の中で申し上げましたように、法令解釈の適用であったり、それから、今まで判例等の引用をして、この判決が誤った解釈ではないかという点がありましたので、そういうことを弁護士さんと打合せをしながら臨んでいたわけでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 まあ、弁護士とそういうふうに相談してやっていたということなんですけども、これは完全に敗訴ですのでね。もう、ほんで、今言うてるように、もう完全に町は法令違反を犯しているというのはもう明らかなので、町長、もうこの点についてはちょっと言ってときますわ。こんな最高裁で取り上げられてもらえなかったの。二審の言うてるように、二審いうのか、高裁の言うてるように、もう法令違反ということがもう確定しましたので、そういうふうにただしときます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 町長はこの上告とか、最高裁で使って、お金を何十万と弁護士費用を使っているんですけど、その点に対してどういうふうに責任を取ろうとか、考えています。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 当然、訴訟、係争しますと、裁判費用、弁護士費用が発生します。それぞれ事案、事案で検討しておりますので、その対応に対しての弁護士費用はそれに付随をするというふうに考えております。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 やはりこんなことで使っているんですから、ちょっと責任を感じていただきたいと思います。

次に、⑩番ですけど、この前の1年間も放置していた案件で裁判があり、これに対して先ほど言ったように、11月に出ているのに処分はどうなったのか、お聞きします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 ご指摘をいただいている、処分が遅かったのではないかとということでございますが、まあまあ、これについては情報公開請求の業務が滞って、情

報開示が1年遅れたという事案でありますので、もうその時点から行政事務が遅れていた。さらに、結果についても慎重に当事者の行政処分について検討したということでございますので、答申が出てからは弁明の機会を設けまして、そして、最終的に処分を致したということでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 その処分っていつしたんですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 分限懲戒審査委員会からの答申が4年の11月28日でありました。処分は4年の12月28日に行いました。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ああまあ、ひと月かかったようなんです、分かりました。

ほんで、この件に関して放置されていて、何で、裁判が始まって弁護士に委託したのは何ででしょうかね。お聞きします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 これにつきましてはペーパーを作って、どういう経過で、どうであったかという経過資料は議会にお渡しをしておりました。遅れた原因はそもそも人事異動で職員が変わって、引継ぎ事務がうまくいっていなかったというのが一番遅れた原因の根本でございました。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ちょっと質問と違うんですけどね。町民に説明するので来てくださいと言っていたのに、もう舌も乾かんうちに、もう弁護士に任したので、こちらからは説明することありませんって電話してはいますのに、ほんで、何で裁判じゃないのに、ただ町民に説明したらいいだけのことを何で弁護士に委託したのかというのを聞いているんですよ。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 この情報公開請求については、当初から請求人が請求に係る一切を代理弁護士に委任をされておりました。しかしながら、途中でまあまあ遅かったという経緯もあるんですが、請求人と町の担当者の間でのやり取りとなりましたので、本来、委任弁護士さんに全てをお返しするというのが、逆にやり取りが始まったので、町側としても弁護士さんをお願いをしたという経過でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ちょっとおかしいんですけどね。町の職員が説明をするので来てくださいと言っているのに、説明したらいいやん。何でこれを弁護士に頼むん。

ほんだら、説明さえしとけば、こんな裁判にならなかつたでしょう。

○建部議長 町長。

○野瀬町長　そういう経過でありましたが、いずれにしても謝罪を含めて職員と請求人のやり取りがありまして、一応遅れたことに対する謝罪は電話では済ましていますので、それ以上の件について出向いて直接面談の上、説明をする、謝罪をするというのは、本来、弁護士さん同士でやり取りをしていただくというそういうスタイルに戻したということでございます。

○建部議長　山田議員。

○山田裕康議員　ちょっと理解できませんね。職員が説明をするで来てくださいと言ったら、説明したらよかったん違う。それがこじれたからいう、それは裁判じゃなしに弁護士に頼むのは分かんねんけど、一切それもせんと、電話で次の日の4時半に来てください言っというて、これからまた電話して、もう弁護士に頼んだので、うちは説明をしませんって。そんなことやっていたら、町長、どうすんの、これ。今言うてても、ちょっとちんぷんかんぷんな答えしか返ってこないの、あれなんですけどね。言うことがあったら、あれなんですと言うことなかったら、次行きますので。どちらですか。

○建部議長　山田議員。

○山田裕康議員　このことに対してはきちっとやっぱり町民さんに話したら、裁判もせんでも済むのにやね、ましてや弁護士がFAX送って怒らせるようなこと、文面を送っているだけです。そんなことではあきません、やっぱり。ほんで、1年間放置した理由は弁護士は説明できるんですか。町はそれを説明しているんですよ、弁護士に何で遅れたかというのを。これをきっちり弁護士が説明すりゃいいんですけど、何もせんとFAX1枚で。もう電話で謝りましたので、これ以上謝ることはありませんとだけFAX送るだけで。こんなもん誰でも怒りますよ、相手も。これで裁判になったということですので、それだけ言っときますわ。

次、もう時間もあれなので、やっぱり町民と向き合ったら、弁護士費用の無駄遣いもせんでもいいということだけは言っときますわ。

次に、甲良町における裁判の現状を問うということで行きます。①番の、現在、甲良町で行われている裁判は何件あるのか、お聞きします。

○建部議長　総務課長。

○中村総務課長　今現在、5件でございます。

○建部議長　山田議員。

○山田裕康議員　次に、②の住宅新築資金の具体分は何件あるのか、お聞きします。

○建部議長　建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐　現在、係争中の裁判は2件になります。

○建部議長　山田議員。

- 山田裕康議員 これ以外での先ほど言われたやつでいいんですか、③は。
- 建部議長 総務課長。
- 中村総務課長 全体5件ですので、新築資金2件ということで、今、それ以外については3件ということでございます。
- 建部議長 山田議員。
- 山田裕康議員 次、④で住宅新築資金の裁判で、今まで何件行って、和解等により裁判が終了したのは何件あるのか、お聞きします。
- 建部議長 建設水道課長補佐。
- 丸山建設水道課長補佐 今まで13件、裁判を行っておりまして、うち、和解が8件、判決が3件、現在係争中が2件というふうになっております。
- 建部議長 山田議員。
- 山田裕康議員 次に、5の裁判で何件終了したかというのは今言ってくれたのかな。

ほんで、次⑥の支払った金額合計幾らなのか、お聞きします。

- 建部議長 建設水道課長補佐。
- 丸山建設水道課長補佐 まず、令和元年度におきましては、178万7,600円、令和2年度、463万3,999円、令和3年度が824万187円。今までの合計が1,466万1,786円ということになっております。
- 建部議長 山田議員。
- 山田裕康議員 大分やっぱり要ったということなんです。ここでちょっと別に聞くんですけど。先ほど資料の中でも日当とかが出ているんですけど、やっぱり弁護士費用で裁判するのにやっぱりこの別途費用がかかると思うんですけどね。これから町民からも苦情があったんですけど、もうその件はちょっと和解されているんですが、町の弁護士が引き延ばしをすると。なかなか和解をしようと言っているのに、しないということで、何か裁判官もいかげんにせえ言うて怒っているということがちょっと耳に入ったんですけどね。

それと、やっぱり弁護士に行ってもうて、こちら費用がかかるということは、町民の方も1回行ってもらうと、やっぱり3万いくらかかかるので、それで早く和解してほしいと言っているのに、引き延ばしされて何回も行かれたら、やっぱり町民の方も払うのに、そういう苦情があったということだけはちょっとお伝えさせてもらっときますので、ちょっとこら辺でやっぱりこっちも日当というふうに、高いやつは18万と書いていますので、やっぱりそういうふうなことも出てくるということは町民も払うということなので、これを払うのはなくなれば、こっちの方の新築資金の方に回せるんやけど、こういうことがあったということでちょっと言わせてもらうので、ちょっとこれからの裁判においてもやっぱり早く和解の方へ持って行って、少なくしていただきたいと思い

ます。

ほんで、次に行きます。⑦の住宅新築資金の裁判で、元金ですね、200万新築資金で貸しているのに、弁護士等報酬とかを払うことによって、元金を割り込んだ件数はあるのかいうのをちょっとお聞きします。

○建部議長 建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐 弁護士に対して委託金や報酬を支払うことによって元金が割り込んだ件数は、今までは一応ゼロ件ということになっています。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 いや、何かそれ、補助金が出るということやね、4分の3、あの弁護士費用に対して、それがなくなるということなんですけど。ちょっと聞くのは、やっぱり大きい金額を払うのが、やっぱり報酬費用とかを払うと、ちょっとマイナスになるんじゃないかという心配でちょっと聞かさせてもらったんですけど、今ないということなので、それちょっとまた。資料でこれ出してもらっているんですけど、支払った金額はあるんですけど、元金が幾らで、弁護士費が幾ら払って、ほんで、あ、違うわ、和解によって幾らもらえる、ほんで、弁護士費用が払うのは幾ら、補助金が幾らで、プラス幾らという資料がちょっと欲しかったので、ちょっとそういうふうな資料をまた。出せなくてもいいですけど、口頭でも何でもいいので、またお知らせをいただいで。

ただ、心配したのは、9番の⑨は、追加着手金といって、また2回目も払っていますよね、40何万と最初に、手元60万ぐらい払っているんで。あと15万なんですけど、報償が20万か。いうことはあれ10%やね、多分、200万の。それと、215万は弁護士費用が要るので、これがもらえるのが今言っている追加着手金とかを払っていつているのに、それでもプラスになるんかいうのを心配したので、聞いたのでね。またそこでまた教えていただければいいと思います。よろしくお願ひします。

ほんで、補助金は、でも、やっぱり受け取っているんですね、申請はして。

○建部議長 建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐 後追いにはなるんですけども、弁護士さんに委託させてもらった金額とかを計上させてもらって、補助金の申請4分の3を頂いております。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 それでは次に、この住宅新築資金の裁判はこれから何件ぐらい行う予定なんですか。これに対して、分かればいいんです、多額、大きい金額はあるんですかね。

○建部議長 建設水道課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐 現在ですけども、裁判前の和解契約締結に向けて

交渉している案件が13件あります。和解契約が成立しないかなというふうに思われるその見込みの案件が7件ありまして、今後、その和解契約が成立しない場合は、その7件については訴訟を提起するという予定になっております。金額に関してはまちまちなんですけれども、大きい金額の方も中にはいらっしゃいます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 今交渉と言われているんですけど、それで残りが全部ということでもいいんでしょうかね。もうそれで全部完了ということで。

○建部議長 課長補佐。

○丸山建設水道課長補佐 そのほかにも継続して償還していただいている新築資金の未収金があります。新築資金の回収の方針としましては、5年以内に償還に、終了にならないという案件が今後順次、和解契約を締結できるように交渉していく予定なんですけれども、その交渉の中で締結できない場合はどうしても訴訟の方に提起するという形にはなります。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 次に⑩で、この住宅新築資金以外の裁判で弁護士に支払った金額は幾らなのかということでお聞きします。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 平成30年以降でちょっとまとめさせていただきまして、現時点、着手金、報酬、預け金等を合計いたしまして、618万1,623円となっております。

以上です。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 分かりました。618万。多いですね、これ。これでやっぱりこう、これに対してもやっぱり報酬が支払われているわけなんですけど。ちょっと聞きたいんですけど、先ほどの10万円の支払いの1年間放置のことについて、着手金と預り金、負けたからゼロ円と。この報酬の15万8,400円って、勝ってもせんのに何で報酬いうのはどういう形で出てきたんかなと思って、お聞きしたいんですけど、分かればで。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 経済的利益による報酬でございまして、相手方が100万円という請求でございしますが、実際には10万円ということになりましたので、その経済的利益から生み出された報酬額ということになります。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ああ。ほんで、100万円を10万円に負けさせたから、報酬やということなんですけどね。弁護士にとってはいいことですね、これ、負け

ているのね。はい、分かりました。

ほんで次に、まず、次の⑬番で、もう先ほど聞いたんですけど、これも町長はもう答えるのがあれみたいなんですけど、13番、町民との話合いで済むことで弁護士に委託した理由は何かという形で、先ほどの件で聞かせてもらっていたんですけど、なんで弁護士に、相手は弁護士やということよりも、やっぱり町民に対してきちっと話合いを行ってれば済むのにとということだけは言えますわ、これ。13番の答え、何かあります、町長。

○**建部議長** 町長。

○**野瀬町長** おっしゃるとおりで、あまり行政が訴訟にということが甲良では多く、今の報告でありますように、できるだけ平常に戻せる努力をしていきたいと思っています。これまでやってきたのは、やっぱり法律知識を要することであったり、あるいは、それぞれの事案が複雑な状況を醸し出していますので、そういうことに対しては弁護士さんに委任をしてきたということでございます。

○**建部議長** 山田議員。

○**山田裕康議員** やはり私が思うのは、やっぱり町民との話合いをしっかりと行ってから話があれや、出るのやったら、弁護士に頼むのは分かるんですけど、話合いもせず頼むということは、ちょっと私としては合点いきませんし、これはもう、何や弁護士に頼むとしたら、今のように費用もかかってきますので、無駄遣いのように思えてしょうがありません。やはり町民との話合いを行ってからでないで、何でもかんでも弁護士やいうて町民を怒らすような行為は、ちょっと控えたほうがいいと思いますね。それだけちょっと言わせてもらっときます。

ほんで、次に入りたいと思います。次、除雪作業における現状を問うということで、次に入らせてもらいます。①の昨年度より除雪を町が行う範囲が減っているのか、お聞きします。

○**建部議長** 建設水道課長補佐。

○**寺居建設水道課長補佐** 今年度から64.6キロメートルから45.8キロメートルとなりまして、約3割程度減少しております。減少した部分につきましては、各集落にて協力をいただいているところでございます。

○**建部議長** 山田議員。

○**山田裕康議員** 今年は1回だけ降ったんですけど、減らした範囲は十分に補えているということで理解でよろしいですね。

○**建部議長** 建設水道課長補佐。

○**寺居建設水道課長補佐** 今年度につきましては1回の雪でしたけれど、集落とも協力させていただきながら対応できたと思っております。

○**建部議長** 山田議員。

- 山田裕康議員 次に、1月25日にあったんですけど、苦情等はあったんでしょうかね。
- 建部議長 建設水道課長補佐。
- 寺居建設水道課長補佐 今回、一昨年ほどではございませんが、建設水道課に寄せられた苦情といたしましては、10件程度でございました。
- 建部議長 山田議員。
- 山田裕康議員 10件はどういうふうに対処されましたか。
- 建部議長 建設水道課長補佐。
- 寺居建設水道課長補佐 電話での苦情というか、問合せなりのことでしたので、個人のお宅へ伺ったり、現地を見たりと。あと、除雪業者、町が行っている業者については、町の方から業者の方への依頼をかけながら対応させていただいたところでございます。
- 建部議長 山田議員。
- 山田裕康議員 ③で、大雪のとき、1月のときは、朝何時から夕方何時までということで作業を行っていたんでしょうか。
- 建部議長 建設水道課長補佐。
- 寺居建設水道課長補佐 こちらに、今回の大雪につきましては、朝3時頃には約10センチ程度積もっておりましたので、そちらの作業について朝4時から20時頃までということで、朝4時に甲良町の業者の方には指示をさせていただいております。
- 建部議長 山田議員。
- 山田裕康議員 分かりました。
ほんで、このときの賃金、④番はどういうふうになっていますか、お聞きします。
- 建部議長 建設水道課長補佐。
- 寺居建設水道課長補佐 除雪の費用につきましては、各業者の持つておられる機械の大きさ、また、種類などによりまして単価が変わります。その機械単価に時間をかけまして、その時間数に合わせて費用を払っているというところがございます。作業の延長によっては距離が異なりますので、業者ごとの費用が変わってはまいります。
- 建部議長 山田議員。
- 山田裕康議員 ちょっとこの資料で見ているんですけど、夜間20時から翌朝8時までは夜間の作業ということで、これはまた別途、時間外というのがつくんですね。
- 建部議長 建設水道課長補佐。
- 寺居建設水道課長補佐 朝の7時から夜8時までの間につきましては基本の

単価で、その夜間に入りまして朝方にかける時間については割増しということで、時間単価も割増しがかかります。そちらについては県の単価を採用しながら順次行っているところでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 次に、業者は何社なのかということでもちょっとお聞きします。

○建部議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 本年度におきましては、現在13社で甲良町は契約をさせていただいております。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 13社ということ。資料をもらっているんです。町内業者が10社で、町外の業者が3社ということとなっておりますね。

それで、次の⑦なんですけど、今年はある限り、1回だけの出たということなんです。昨年はずごく出たかなと思うんですけどね。この今年の、まあ、昨年は幾らやったんやけど、今年は何らぐらいになるんかということは、現時点では予想されてますか。

○建部議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 本年度におきましては、除雪作業の委託費用といたしまして約2,200万円を見込んでおります。そのうち、甲良町が契約をいたしました業者に支払う金額として1,650万円。集落にお願いをしておりますので、集落に対しても550万円ということで見込んでおります。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 去年は多かったんですけど、昨年、一番多く費用を支払った業者は幾らだったんでしょうかね。

○建部議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 昨年度におきましては、除雪作業の費用といたしまして一番多いところで2,349万7,199円でございます。こちらにつきましては除雪の作業費用、あと、排雪ということで雪をちょっとどけていただいた費用、あと、待機料を含めました費用となっております。

あと。以上です、すみません。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 それは、まあ範囲とか、大きさにもよると今言われましたんやけど、機械が一番大きいところやと思うんですけどね。これはもうやっぱり、ちょっと聞いたんですけど、甲良町以外の業者に払っているというてちょっと甲良町の方から言われた。それは本当ですか。

○建部議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 この一番多い額、今回これに関しましては、請け負っ

ていただいた業者が甲良町外ということでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 そしたら、次の⑨なんですけど、一番少なく支払われたところは昨年幾らやったんですか。

○建部議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 一番少なかった費用といたしましては137万4,439円。こちらにおきましても除雪作業と排雪作業を行っていただいております。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ほんで、⑩番で聞くんですけど、ちょっと大分差があり過ぎるんやけど。10分の1もいってへんねんけどな、少ないとこやとね。何か説明やと、一緒のことをやってんのになと思うんですけど、これは何で差が出るのか、⑩に書いたんねんけどね。ちょっと、その見解をお願いします。

○建部議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 昨年度の路線なり、延長なりを私も検証させていただきました。委託費用に生じます根拠といたしましては、先ほど申し上げましたように、機械の種類や大きさ、あと、時間単価が異なりますことで費用によっては変わります。しかしながら、作業延長でありますとか、あと、作業する場所によっては、機械が通れない場所に効率よく配置するということが課題になってくるのかなということも考えられましたので、今年度からは業者さんに出していただいている機械の種類や規格に合わせて路線の見直しを行いまして、1台当たりの作業延長が平準化して、費用の差額はないように取り組んでいるところでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 いや、ほんで、ちょっと思うんですけど、この時間とかでいうことで決まっているんですけど、これやっぱりどうやって把握するのにね、夜中も走っているということはよく聞いていました。こういうようなこの時間の把握とか、まあ、百何万とかいうとこやったら、ほとんどやってへんのかなと思うんですけど、そこら辺の差が出るいうのでどうやってこの時間とか、こういうのを把握されているんですかね。

○建部議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 基本的に作業に出发いただく際には、甲良町から先に指示を出させていただいております。昨年であれば、長時間降ってまいりましたので、継続的に出てくださいというお願いをさせていただいているところではございますが、時間であったりということについては、町職員が公用車に乗りまして2班体制で各集落を回らせていただいております。ちょっと夜間につい

ては一部回れていないところもあるかと思いますが、あとは業者の方におきましては、作業日誌を出していただくのと、あと、作業前、作業後、完了となりということで写真を提出していただいております、そこで管理をさせていただいているところがございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 うん、まあ、それは作業日誌とかを出されているということなんですけど、ちょっと時間のやっぱり把握が一番大事やと思うしね。ほんで、機械の大きさによって、やっぱり効率ようやっているところと、やっぱりなかなかできなくて時間だけ費やしていたりしていたら、やっぱりその点もあると思うので、これ、時間だけでとられると、ちょっと不公平が出るんじゃないかと。やっぱり上手に除雪していて時間も短くやるとこやったら、時間が短くしていくし、なかなか手間取ることもあれば、やっぱり時間だけが過ぎていって、除雪ができていくかの、こんなことも出てくると。

やっぱりそういうのでちょっと私のところにあったのは、こういう苦情がいろいろあって、ほんで、甲良町が何をやっているねんと。何でよその業者に対してそんなお金を払ってんねん、甲良町は甲良町だけでええやんかということも言われているところもあるので、やっぱりそういうようなところも加味して、やっぱり時間をきちっと把握するためにはもうちょっと努力が必要じゃないかと。

中には機械をつけてやる方法でもあんのかいな。この除雪してもらうのに何かGPSとかな、これをつけてもらうなりしたら、時間がきっちりとそれに残れば分かんねんけど、もしかしたら、作業日誌でもいろんなこと、ケースが考えられるので、やっぱりそこら辺もきちっとやったら。これからはそれをしなければ、不公平が出たらあかんので。やっぱり苦情が来るというのは、業者間でもやっぱりそれはあかんと思うので、きちっと把握ができる体制をもっと築いてほしいと思います。

ほんで。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ほんで、この次に⑩に入らせてもらうんですけど、これから除雪作業に対してどのような計画を考えているのか。計画があるなら、お答えくださいということで、字の方にももっと頼んでいって、集落の方に頼んでいって、町の除雪を減らしていくのか、それとも、集落においてもまあまあ限界が出てくると思うんですけど、そこら辺をどういうように考えて。今、30%減らしていくのは、また次の年は50%も減らすとなったら、また集落の方への負担が大きくなる。どういうように考えているかいうのだけちょっとお聞かせください。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 予算の概括で足早に説明をしましたが、図面ナンバー資料7で、町が主要な道路、広い道路を業者13社に委託するという方法と、それから、字内の細かい町道については区長さんをお願いをして、区長さんから発注をいただくという協力体制を今年度から体制を組みましたので、トータルでは昨年よりも町道の総除雪延長は64.4%というふうに、全体は減らしていないということですので、今言っていただきました業者の報告の精度を上げたり、報告のチェックであったり、あるいは業者が効率よくという方向へ一定向きましたので、今年、苦情件数も少なくなりましたし、この除雪体制で足りない点についてを補いながら、来年度に向けていくという方向で取り組みたいと思っています。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 やはり皆さん甲良町の方からよく言われるのは、やっぱり甲良町のことはやっぱり甲良町で補えれば一番それに越したことはないのでは、やはりその体制をやっぱり構築していただきたいと思います。甲良町のためにもそうになっていただけるのが一番いいと思います。やっぱり報酬を払えば、税金もかかってきて、報酬は甲良町に入るんですが、よそ、お金をまあ言うてる、よその業者に2,000万払って、この税金はどこへ行くねんて、よそに入るだけですのでね。やっぱりそういうようなことも考えて、甲良町の業者の方に頑張っていただけるように大いにやっていただければいいと思いますので、お願いいたします。

はい、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○建部議長 山田裕康議員の一般質問が終わりました。

本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時16分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 阪 東 佐 智 男

署 名 議 員 宮 寄 光 一